

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

| | |
|-------|--------------------|
| 法人名 | 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会 |
| 法人所在地 | 山形県新庄市五日町字宮内240番地2 |
| 電話番号 | 0233-22-5797 |
| 代表者氏名 | 会長 沼澤 稔 |

2. 事業所の概要

| | |
|---------|--|
| 事業所の種類 | 指定介護予防支援事業所 |
| 事業の目的 | 介護予防サービス・支援計画を作成し、包括的・継続的に支援を行う |
| 運営の方針 | 利用者の意欲・能力を引き出し、自立生活を支援する |
| 事業所の名称 | もみの木介護予防支援事業所 平成18年4月1日指定 山形県第0601100019号 |
| 事業所の所在地 | 山形県新庄市五日町字宮内240番地2 |
| 電話番号 | 0233-28-0330 |
| 管理者氏名 | 坂本 寛 |

3. 事業実施地域及び営業時間

| | |
|---------|--------------------|
| 事業の実施地域 | 新庄市全域 |
| 営業日 | 月～金曜日(年末年始・祝祭日を除く) |
| 営業時間 | 8:30～17:15 |

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 常勤 | 主な業務内容 |
|---------------|----|-------------------|
| 主任介護支援専門員・管理者 | 1 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援 |
| 社会福祉士 | 4 | 総合相談支援・権利擁護 |
| 保健師 | 2 | 介護予防ケアマネジメント |
| 主任介護支援専門員 | 2 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援 |
| 事務職員 | 1 | 介護予防給付費請求・一般事務 |

5. 当事業所が提供するサービスの概要

| サービス | 内 容 |
|---------------------|--|
| 介護予防サービス・支援計画の立案と作成 | 契約者・家族の同意を得て、介護予防サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう考慮して、介護予防サービス計画を立案・作成します。 |
| 介護予防サービス・支援計画作成後の支援 | 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。 契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護申請に必要な援助を行います。 |
| 介護予防サービス・支援計画評価 | 当該計画の目標の達成状況について評価を行います。 |

6. 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、月額4,420円のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

●交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

7. 業務の委託

当事業所では、業務委託の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。契約者の介護予防サービス・支援計画の作成を担当する事業所(当事業所を含む)については、契約者と協議の上、決定します。

居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第11条に定める守秘義務を守ります。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う担当職員

サービス提供時に、当事業所又は業務委託した居宅介護支援事業所において担当職員を決定します。サービス提供を行う事業所については、契約者と協議の上決定します。

(2) 担当職員の交替(契約書第7条参照)

①事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。

担当職員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の担当職員の指名はできません。

9. 勤務体制の確保

契約者に対する適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保するため、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止に努めるとともに、雇用管理上の措置を講じます。

10. 虐待の防止

事業所は、契約者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する指針を整備します。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (3) 虐待の防止のための研修会を定期的を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、責任者及び担当者を設置します。

| | |
|---------|------------|
| 虐待防止責任者 | 管理者 坂本 寛 |
| 虐待防止担当者 | 社会福祉士 井上道貴 |

11. 感染症や災害の対応力強化

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けられるように、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成するとともに、当該業務継続計画に従い、当事業所の職員に対して、必要な研修及び訓練を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止のための研修及び訓練の実施

12. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付窓口 管理者 坂本 寛
- 電話番号 0233-28-0330
- 受付時間 8:30~17:15(年末年始・祝祭日を除く月~金曜日)

(2)行政機関その他苦情受付機関

| 受付機関名 | 電話番号 |
|-------------------------------|--------------|
| 新庄市成人福祉課 | 0233-22-2111 |
| 山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室 | 0237-87-8006 |
| 山形県福祉サービス運営適正化委員会 | 0236-26-1755 |

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

もみの木介護予防支援事業所(新庄市地域包括支援センター)

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名